

『東三河後見センター』会報 第60号

発行者：認定NPO法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3階

令和4年6月30日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 4

2022（令和4）年が始まり、早くも折り返し地点を通過しました。東三河後見センターも設立後16回目の通常総会を滞りなく終えることができました。当日、ご参集いただいた、正会員のみならず、ご参集ありがとうございました。コロナ禍では3回目となり、賛助会員さんのオブザーバー参加や、関係自治体・機関の来賓参加、総会後の催し物、懇親会もなく、なにか物足りないという気持ちは残りましたが、ご承認いただいた活動計画のとおり権利擁護支援を邁進させたいという気持ちの引き締まる時間となりました。

共生社会づくり

国が示している経済財政運営の指針「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太方針 2022）」の各項目を概観すると、「共生社会づくり」という項目があります。会報57号から成年後見制度を取り巻く動向について記載しています。改めて「地域共生社会の実現」に向けて権利擁護支援の手法のひとつである「成年後見制度」が寄与していく構図を窺い知ることができると思います。これも取り巻く動向のひとつとして引用します。（下線は工藤が付しています。）

「地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業など市町村における包括的支援体制の整備を進める。加えて、コロナ禍によって顕在化した課題等に的確に対応するため、生活に困窮する者への自立相談支援等の推進を図る。生活保護基準の見直しについて、消費水準との比較による検証結果等を踏まえて対応する。

認知症施策推進大綱に基づき、認知症サポーターが地域で活躍できる場の整備等認知症の人や家族に対する支援を推進するとともに、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援の取組を推進する。障害者の就労支援、難聴対策等を着実に推進する。感染症による不安やうつ等を含めたメンタルヘルスへの対応を推進する。

（以下省略）」

権利擁護支援が目指すもの

権利擁護支援は、「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。」とされています。主体的に支援プロセス（意思決定等）と地域社会に当事者が参加することが示されています。このことは、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」に規定されている、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。」とも大きく関連し合っているように感じられます。

権利擁護支援や地域福祉の推進の要は「当事者である地域住民」の視点が欠かせないと思います。当法人の活動も、市民に着目し、市民による地域課題解決の取り組みが肝要です。益々、市民による支え合い、地域住民が気にかける関係のある地域づくりが重要になってくると思います。伴走型の支援のできる当法人として役割を担っていきたいと思います。（代表理事 工藤明人）

権利擁護支援の担い手について考える (市民後見人養成について)

市民後見人の実際

「市民後見人」が注目されるようになった背景の一つに、最高裁判所事務総局家庭局が公表している「成年後見関係事件の概況」の中に、「市民後見人」という分類が2011（平成23）年から登場したこともあげられます。「市民後見人」の詳しい注記は2013（平成25）年概況から始まっていますが、これが確定された市民後見人の定義ではないことに注意を促しています。2011（平成23）年概況では、市民後見人が92件、社会福祉協議会が340件、その他法人が782件選任されています。2021（令和3）年概況では市民後見人が320件、社会福祉協議会が1,415件、その他法人が2,429件選任されています。この10年で市民後見人は3倍、社会福祉協議会は4倍、その他法人は3倍増加しています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の優先して取り組む事項（4）②市民後見人の育成・活躍支援の基本的考え方によると「市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。」としつつ、「活躍支援」という用語について「市民後見人養成講座の開催地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動を行う、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。」と説明しています。このことは、「家庭裁判所から個人選任されている」こと以上に、「社会福祉協議会」や当法人が含まれている「その他法人」の法人後見に関与している人びとも広く「市民後見人」としてみなし、それぞれの立場で活躍できる仕組み作りが急務になっていることを示唆していると思います。

権利擁護支援者人材育成（市民後見人の養成）

NPO法人東三河後見センターでは、2010年頃から成年後見等候補者への依頼の増加に伴い、権利擁護支援者（市民後見人）・職員不足の課題に直面しました。2010年から次のとおり、地域の実情に応じた体制の構築について検討しながら、市民後見人養成講座を開催してきました。

2010-11年	市民後見人養成とサポートシステム構築事業 (独立行政法人医療福祉機構)
2013年	市民後見東三河モデル検討委員会 市民後見シンポジウム、 東三河市民後見人養成研修 (独立行政法人医療福祉機構)
2016年	平成28年度市民後見人養成講座 (豊川市)
2017年	平成29年度市民後見人フォローアップ講座 (豊川市)
2020年	令和2年度市民後見人養成講座 (2020年度年賀寄付金助成事業)
2022年	市民後見人養成講座 (新城市・新城市成年後見支援センター・東三河後見センター)

各養成講座の修了者の多くは、修了後、東三河後見センター市民後見人登録名簿に登録し、法人後見の事務担当者として、市民後見人として活躍いただいています。

2013年に市民後見東三河モデル検討委員会（委員長 放送大学教授大曾根寛氏・5市の担当者・事務局当法人（当時））がまとめた「市民後見地域モデルの作成と実践事業-報告書-」には「多様な地域を包括する広域的支援の必要性（行政区画にとわられない広域的活動）を強調し続け、各市町村がバラバラで市民後見人を養成するよりも、このエリアを貫通する形で養成、活用したほうがよいのではという認識」を報告しています。この報告書のとおり、人材養成は広域的に行ったほうが効果的で安心したまちづくりの一助になると考えています。

2022年度は、新城市が主催し、新城市成年後見支援センターと当法人が実施する、市民後見人養成講座の準備を進めています。説明会を2022（令和4）8月4日（木）、8月6日（土）午前中に新城市役所で開催します。説明会の出席が市民後見人養成講座の受講要件となりますので、権利擁護支援に関心のある方は是非参加いただきたいと思います。9月から令和5年3月までの期間で基礎研修3日間、実務研修6日、フォローアップ研修を予定しています。

権利擁護支援の必要性

権利擁護支援は「まちづくり」という認識が広がっています。「地域共生社会」、「地域包括ケアシステム」が促進される中で、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン（ACP「人生会議」）」、「認知症、障がい者への意思決定支援」、「身寄りのない人の入院及び医療に係わる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」、「意思決定を踏まえた後見事務のガイドライン」等に散見している「意思決定（支援）」「医療同意」「身元保証」「身元引受」「消費者被害（悪徳商法）」の課題がいよいよ潜在化し、社会問題となりつつあります。地域の福祉課題は、地域にこそ解決の手立てがあると思います。被後見人等にかぎらず、独居である、障がいがある、認知症に罹患している等、どのような状況にある人なのかを問わず、この地域のすべての人の「いつまでも健やかで安心して暮らせるまちの実現」のためにも、その地域の市民と関係機関がつながることで、大きな力を発揮し市民が主体的に「まちづくり」に関与できると思います。そのようなかたちで権利擁護支援の発展の一助になりたいと思います。

（文責 工藤明人）

第16回通常総会 開催報告



令和4年5月21日（土）、12時30分より受付が開始され、13時から14時10分までの70分間、豊川商工会議所2階Bホールにて、第16回通常総会が開催されました。

第14回・第15回通常総会に引き続き今回の総会も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、講演会や懇親会のない、例年よりも規模を縮小したものとなりました。

当日は、正会員総数61名のうち、会場出席者は25名、委任状出席者は27名（うちオンライン出席者は1名）で

した。司会には古瀬修さん、議長には大嶽理恵さん、議事録署名人には工藤明人代表と西川邦輔さんがそれぞれ選任され、審議を滞りなく運営することができました。ありがとうございました。

上程された議案は、第1号議案「令和3年事業報告（案）」、第2号議案「令和3年度決算報告（案）」、第3号議案「令和4年度事業計画（案）」、第4号議案「令和4年度活動予算（案）」の4議案であり、これら議案は、満場一致で原案の通り無事承認可決されました。（文責 井上裕一）

1 世帯複数を同時に受任 —それぞれの意思を尊重し、同時にご家族全体の幸せを—

1 世帯複数受任は189件のうち13件

東三河後見センター（以下「当法人」という）の累計受任件数は189件あるが、その中で1世帯で複数人を同時に受任したのが6家族、13人ある。1家族2人の場合が多いが、中には3人というのもある。認知症の母親と障害のある子のケースが2件5人、ご夫婦が3件6人で、きょうだいが1件2人である。

近年、「80・50問題」といわれる80代の親と50代の子の2人暮らしで、親の衰弱や認知症で障害のある子の世話ができなくなって家族生活が崩壊するケースが増えているが、高齢者どうしのご夫婦で、二人とも衰弱や認知症で、生活ができなくなるケースも珍しくない。団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年頃を境に、1世帯複数受任がこれまで以上に増えることが予想される。

2人のうち1人に判断能力がある場合は、判断能力に欠ける片方のみが成年後見制度を利用することになる。成年後見人等のご本人の権利と利益を守るために活動するのが原則だが、2人のうちの1人の成年後見人等に選任された場合、被後見人等だけでなく、世帯全体の状況に注意を払いながら、後見活動をすることが多い。もう1人も判断能力が落ちて金銭管理や郵便物の処理ができなくなると、客観的には成年後見制度の利用が必要となる。ご本人も制度利用を望むようになれば、1日も早く成年後見制度を利用することにより、「被害」を少なくすることができる。

今回のケースは、統合失調症の妻と若年性認知症の夫のご夫婦で、最初は夫の申立てで当法人が妻の成年後見人となった。しかし、夫の若年性認知症の進行が早く、妻の成年後見人としての活動だけでは世帯全体の暮らしのほころびをカバーしきれないことがはっきりしてきたため、1年後には夫にも後見制度の利用を勧め、本人申立てにより当法人が保佐人に選任された事例である。

妻Lさん（57歳・統合失調症・入院中・類型 後見）

22歳で結婚、入院歴は不明だが、統合失調症によりいくつかの病院で入退院を繰り返す。入院費の滞納が始まり、夫も支払いができないようなので、相談員が当法人に相談。本人、夫とも成年後見制度の利用を了解したので、夫を申立人、後見人候補者を当法人として後見の申立てを行うことになった。預貯金通帳、障害者手帳など重要な書類が見つからず、申立書も「不明」の記載が多かった。入院中Lさんは、夫がLさんと別れようとしているとの妄想から不穏になることが多く、隔離室に入ることもたびたびだった。申立て準備中、本人が退院して自宅での生活を再開した。しかし、本人は家事ができる状態ではなく、夫も妻の生活を支援することが全くできなかったため、4日後には再び入院した。

後見確定後、金融機関に出向き財産調査を行ったところ、兵庫県、富山県、三重県などにゆうちょ銀行と三菱UFJの口座がいくつも残っていることが分かった。残高はわずかだった。2人であちこち移動しながら生活し、解約しないまま放置された口座であることが想像されたが、2人とも説明できないので、2人の若いころの生活歴は把握できなかった。

5か月後、入院中の総合病院から隣接市の精神科病院に転院となった。入院中の病院の医師、看護師、相談員らが総動員で転院先の病院に同行し、本人の転院を支援してくれた。おかげで、無事転院でき、転院先の病院の暮らしにもすぐに慣れたようだった。夫の家からは片道1時間くらいかかり、後見人も夫を誘って一緒に本人の見舞いや入院費の支払い行くのが大変になったが、1カ月に1回か2回のことであり、支援に支障が出るほどのことではない。

本人は病棟の電話を借りて、頻繁に自宅に電話し夫と話をしている。これが精神安定剤のような効果があるのかも知れない。前の病院より落ち着いているようだが、まだ退院できる見通しはない。

夫Gさん（64歳・若年性認知症・戸建持家にて独居）

夫婦には子はなく、両親もなくなってから10年ほどたっており、Lさんが入院中は夫Gさんは一人

で生活していた。食事は、コンビニやスーパーで買って来たパンやラーメンが中心で、家ではお湯を沸かす程度で自炊をすることはなかった。夫Gさんはきれい好きで、家の中はそれなりに片付いており、ごみは燃えるゴミと資源ごみをきちんと分別してはいる。ただ、回収日に指定の場所に出さないで、家の中に分別したゴミがたまる一方である。

Lさんが総合病院から精神科病院に転院後しばらくしてから、同市内で1人暮らししていたGさんの兄が孤独死した。Gさんは兄の状態が悪いのを知って時々見舞いに行っていたのだが、その間に亡くなったようだ。GさんLさん夫妻にはかねてから地域包括支援センターの地域相談員が生活支援しており、Gさん1人になってからも時々訪問して困りごとの相談に乗っていた。兄の葬儀・火葬・納骨等は地域相談員の支援で何とか終えることができた。

しかし、この後の相続、アパートの解約・遺留品（軽自動車とバイクを含む）の処分、Gさん自身の厚生年金の申請その他Gさん1人では処理できない手続きや届出・申請等が山積していた。Gさんの自宅でGさんと地域相談員、当法人とで相談し、Gさんには成年後見制度のことを改めて説明し、その利用を勧めた。Gさん自身もいろいろな事が一人ではできなくなっていることを自覚しており、成年後見制度の利用を承諾し、申立てについて当法人に支援を依頼した。半年前に妻のLさんの申立ての時には、Gさんは漢字で署名ができたが、この日は漢字の署名はできなくなっており、ひらがなでも一部書き間違えていた。若年性認知症は相当なスピードで進行しているようだった。

地域包括支援センターと当法人との分担

Gさんがいそいで処理しなければならないことが山積していたので、とりあえず地域包括支援センターの地域相談員と相談し、次のようにGさん支援の役割分担をした。

地域相談員 → Gさんの兄のアパートの遺留品の処分とアパートの解約、申立書に添付する診断書の作成依頼等

当法人 → 申立書作成のお手伝いと提出、家裁での受理面接、上記以外の生活支援等

2カ月半後には保佐開始の審判が確定し、当法人の保佐人としての活動が始まった。兄の相続人はGさん1人であることがわかり、相続財産は預貯金だけだったので、比較的簡単に相続を終了した。

兄が借りていたアパートの解約や家財・自動車・バイクなど処分等も地域相談員の支援で何とか終えることができた。

年金も、開始年齢の申請ができていなかったもので、急いで記入して発送。2カ月遅れ程度で支給されることになった。

収入が年金だけになるので、今までどおりでの支出では収支がトントンで全くゆとりのない家計になることが分かったので、支出の見直しをすることにした。調べてみると、電気、光回線、携帯電話、保険など、相当削減できることが分かった。しかし、法人後見の保佐人が契約の変更や解約をする場合は、様々な証明書を送って身分を証明することから始めなければならないので、大変面倒で時間がかかる。

後見人・保佐人としての夢

Lさんの見舞いは夫のGさんと相談し、1カ月に2回、Gさんと一緒に行くようにしている。今後Gさんの認知症が進行し施設に入らなければならない状態となった時、Lさんも病院から施設に移ることができるような状態となっていたら、夫婦で老人ホームなどに入所して生活することを想像している。若い時に2人で生活の拠点をいくつも変えながらも、2人のきずなはしっかりと維持してきた夫婦であり、自宅ではなくても、高齢期もまた二人仲良く生活させてあげたいと考えながら、今日も後見人・保佐人の活動をしている。

(文責：長谷川卓也)

会 員 紹 介

荒川 暁子



今年の2月より後見人の活動を始めました荒川暁子です。現在女性の利用者を1名担当しています。毎月第2火曜日または第3火曜日のミーティングに参加しています。

簡単に自己紹介します。豊橋市内の高校を卒業後、愛知県内の短大に進学しました。その後保育士の資格を取得し、名古屋市近郊の保育園に勤めましたが、結婚を機に退職しました。ちょうどその頃父が体調を崩したため豊橋へ転居する準備をしていたのですが、引っ越す直前に父が亡くなりました。今は母が暮らす実家の近くに住んでいます。知的障がいのあるかたが生活するグループホームに約6年勤め、令和3年3月に退職しました。

趣味についてお話しします。

ひとつめは踊りです。着物を着て踊ります。10年ほど前に近所のかたに誘われて始めました。私が習っている教室の先生や生徒は皆女性です。私が着る着物や帯のほとんどは先輩がたからもらいました。先輩がたは私の母と同年代なので、いつも私は若者扱いされています。一般常識的にはもう若くないので複雑な心境です。でもお稽古は楽しいです。着物はなんとなく着られるようにはなりましたが、もう少し着付けが上手になりたいです。

ふたつめは空手です。体力作りのために始めて1年くらいになります。私が通っている教室は大人の練習生が少ないので、少年部の子供たちと一緒に練習しています。16人ほどの子供たちの練習相手をしたりして、にぎやかで楽しいです。以前より少し力持ちになりました。豊橋市内の他に豊川にも教室があるので、ご興味のあるかたは一度見学に行かれてはいかがでしょうか。

みつめは骨董収集です。と言ってもたまに骨董市やアンティークショップを覗く程度で高価な物は買いません。しかしなぜか自宅に古い家具が増え続け、今では戸棚や水屋筆筒や文机が家中所狭しと置かれています。同じく骨董好きの夫に勧められて古物商の許可を取ったので売ることもできるのですが、今のところ買うばかりで売れる予定はありません。

他にはボランティアグループに所属して年に数回ですがボランティア活動をしています。それぞれ年齢や職業の違うボランティア仲間との活動は良い気分転換になっています。コロナ禍の間はほとんど活動ができませんでしたが、最近徐々に再開されてきました。社会福祉協議会内のボランティアセンターを通しての依頼に応じる以外に、グループ自らが外出やレクリエーション等の行事を企画して参加者を募集することもあります。

以上のように私生活を充実させつつ、後見人活動も楽しく続けていけたらと思っていますので、これから宜しく願います。

令和4年度 正会員・賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和4年6月23日現在)

正会員費納入者(敬称略) 48名

- ・杉浦弥生 ・古川伸 ・大嶽理恵 ・岡本守 ・荻邦子 ・工藤明人 ・近藤由美子 ・武重傳
- ・田中剛 ・中村成人 ・山本達也 ・加藤啓子 ・上江道子 ・長谷川卓也 ・花田玲子
- ・長谷川愛 ・今泉全勝 ・倉本秀子 ・鈴木光子 ・二村良子 ・田中幸一 ・石原香
- ・佐藤美子 ・坂口幹子 ・今泉博充 ・梅田大巳 ・古瀬修 ・池田進 ・星野裕 ・彦坂敏
- ・本多啓枝 ・飯星睦生 ・村川賢一 ・杉山智子 ・緒河睦子 ・舟越正行 ・金田貴子
- ・神谷典江 ・齋藤尚 ・豊田和浩 ・長坂宏 ・井上裕一 ・西川邦輔 ・福住幸子
- ・三浦正博 ・中島由恵 ・水野遠次 ・小野晴美

賛助会員費納入者(敬称略) 50名(うち匿名2名)

- ・西田初美 ・西田妙子 ・秋田誠二 ・足木充邦 ・伊藤忍 ・伊與田千鶴子 ・大須賀康
- ・小川祐子 ・加藤勝美 ・金沢富雄 ・工藤栄 ・額光幸 ・都築昭吉 ・中谷芳孝
- ・夏目滋 ・成瀬明子 ・樋口茅子 ・彦坂ケサエ ・藤井幸夫 ・水野登代子 ・室田満秋
- ・大林充始 ・加藤正則 ・加藤明代 ・中野正二 ・八木憲一郎 ・惣ト厚子 清水則子
- ・石原紀久代 ・田村陽子 ・北村隆信 ・新村知弘 ・田村真美子 ・寺部美代子
- ・鶴巻信一 ・山内康敏 ・吉本京子 ・石井義久 ・豊田弘子 ・伊藤文則 ・北沢悦子
- ・岡本由紀子 ・藤倉陽子 ・佐宗健二 ・磯村隆樹 ・廣永義昭 ・藤戸繁美 ・林梨絵

法人正会員費納入者(納入順、敬称略) 0法人

法人賛助会員費納入者(納入順、敬称略) 4法人

- ・(有)フレンドリーハート 滝川信吉 ・豊川市知的障害者育成会 ・蒲郡市社会福祉協議会
- ・豊川市医師会

寄付者(敬称略) 27名(うち匿名1名)

- ・蟹江充子 ・古川伸 ・岡本守 ・小川祐子 ・荻邦子 ・勝見康夫 ・額光幸
- ・中村成人 ・野呂壽海雄 ・村川賢一 ・加藤正則 ・加藤明代 ・北村隆信 ・二村良子
- ・石原香 ・佐藤美子 ・北沢伊 ・小林修 ・齋藤歯科医院 ・福住幸子 ・三浦正博
- ・中島由恵 ・和田肇 ・清水則子 ・鈴木光子 ・坂口幹子

東三河後見センターの今後の予定(7月~9月)

☆ミーティング 開催日 毎月4回 火または土曜日 午前9時30分~午前11時
(毎月1回はオンラインのみとします)

場 所 豊川商工会議所1階第5会議室または3階第3研修室

※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

○理 事 会 7月15日(金)、9月16日(金) 18:30~ 豊川商工会議所第5会議室

○事務局会議 7月12日(火)、8月2日(火)、9月13日(火) 13:30~ 事務所内

◎夏季休業 8月13日(土)~16日(火)

認定 NPO 法人東三河後見センター利用状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和4年6月23日現在)

	後見	保佐	補助	後見等監督	合計
令和4年4月1日現在受任者数	62名	25名	15名	1名(保佐)	103名
今年度受任者数(令和4年4月～)	2名	1名	0名	0名	3名
今年度終了者数(令和4年4月～)	1名	0名	1名	0名	2名
令和4年6月23日現在合計	63名	26名	14名	1名	104名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	0名	任意後見人	0名	任意後見契約終了者	1名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧 (法定成年後見制度。被後見人等の住民票の住所地で示してあります)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	13名	4名	1名	3名	0名	0名	岡崎1、幸田1、湖西1	24名
知的障がい者	27名	6名	9名	3名	1名	12名	名古屋1、岡崎3	62名
精神障がい者	9名	0名	7名	0名	0名	1名	幸田1	18名
合計	49名	10名	17名	6名	1名	13名	8名	104名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	1名	4名	1名	6名
知的障がい者	25名	6名	5名	36名
精神障がい者	4名	0名	0名	4名
合計	30名	10名	6名	46名

市民後見人23名の方が上記表の46名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和4年4月1日～令和4年6月23日現在)

○ 賛助会員費納入者： 50名 (法人賛助会員4名含む)

○ 寄 付 者： 27名

◎ 認 定 寄 付 者 人 数： 71名 (年間目標100名以上!!)



📌 会員入会・寄付のご案内 📌

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています (令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記

5月21日に通常総会が行われましたが、昨年に引き続き講演会や懇親会は開催されず、静かに終了しました。現在、アフターコロナを見据えた社会に移行しつつありますが、やはり年一度の総会ぐらいは賑やかになって欲しいものです。来年に期待したいと思います。(編集：井上裕一)